

令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの 復旧・復興に関する決議

令和6年能登半島地震の発生から2年4カ月が経過し、被災自治体の懸命な取り組みをはじめ、国や県、全国各地からの支援により、被災家屋の公費解体や災害廃棄物の処理がおおむね完了するとともに、インフラの復旧、災害公営住宅の整備など、復旧から復興に向けた動きが少しずつ進展している。

しかしながら、本格的な復旧・復興は、令和6年9月に発生した奥能登地域への豪雨災害などによる複合的な被害のほか、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等により、長期化が懸念されており、被災地の人々にとって依然、不安な状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・創造的復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

- (1) 大規模な被害により復旧作業や地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を与えている幹線道路及び生活道路の迅速な復旧や、橋梁、トンネル等の公共土木施設の早期復旧・復興のため、全面的な財政支援措置及び技術的支援を講じること。また、減災・防災に向けて、被害が大きい砂防施設の復旧については、国による直轄砂防事業として対策を講じること。
- (2) 地盤隆起等によって甚大な被害を受けた漁港の本格的な復旧には、専門的な知識を要することから、国において必要な技術的支援を講じること。

2. 液状化被害地域の復旧

- (1) 広範な液状化被害地域の早期復旧を図るとともに、再液状化を防止するため、国による技術的支援のほか、必要な財政措置及び人的支援を講じること。
- (2) 令和7年9月に策定された「土地境界再確定加速化プラン」の趣旨を

踏まえ、側方流動により大きく移動した土地境界の画定について、事業が着実に推進できるよう、必要な財政措置及び人的支援を講じること。

3. 被災者の生活支援

- (1) 被災者生活再建支援法の適用について、「半壊」「準半壊」「一部損壊」世帯への対象の拡大など、被災者の実態に鑑み、財政措置の充実を図るとともに、加算支援金の申請期限を延長すること。
- (2) 健康増進法に基づくがん検診等の各種検（健）診について、被災者が災害に影響されることなく受診できるよう対応を図ること。
- (3) 被災者見守り・相談支援等事業の国庫補助率について、発災後5年目以降も地方負担が生じることがないよう支援を拡充すること。また、被災者の孤立を防止するため、仮設住宅から災害公営住宅等への移転後も、一定期間支援を継続すること。
- (4) 激甚災害発生時における介護サービス利用料一部負担減免の制度化を検討するとともに、被災地における介護保険料の高騰を抑制するための措置を講じること。
- (5) 令和6年奥能登豪雨に係る被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の特例措置について、被災年度後2年度分とされている特例措置適用期間を延長すること。

4. 専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

- (1) 被災自治体が、中長期の派遣職員の受入に要する経費について、現在8割となっている特別交付税措置を東日本大震災並みの全額まで拡充すること。
- (2) 今後の大規模災害発生時には、応援自治体が不安なく、被災自治体を支援できるよう、災害対策本部運営支援や家屋調査など、災害救助法の対象外となる職員の短期派遣に係る経費に対し、全額特別交付税措置を講じること。
- (3) 災害復旧に係る設計・積算・工事監理等を担う技術職員の長期派遣について必要な措置を講じること。
- (4) 住宅建築及び都市基盤整備において必要となる埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣を支援すること。

5 被災児童・生徒等の支援

精神的に不安定な児童・生徒等に対する心のケアなどにより教員が業務過多となっていることから、教員の加配措置をはじめ、こころのケア担当職員やスクールカウンセラーの派遣を継続、拡充するとともに、学校がす

べての子どもの居場所となるよう、学級運営の課題解決を支援する体制を整備すること。また、発達支援に携わる専門職を派遣し、発達に特性のある児童・生徒や保護者の負担の軽減を図ること。

6. 災害廃棄物の処理支援

道路不通地域の建物など解体までに時間を要する建物の公費解体について、令和8年度以降も必要な財政支援措置を講じるとともに、災害廃棄物の輸送や処理などに対する人的・技術的支援を継続すること。また、災害廃棄物処理に係る費用について、被災自治体負担額の更なる軽減を図ること。

7. 災害復旧・復興に向けた支援

- (1) 大規模災害により被災した公共施設等災害復旧に対する一般単独災害復旧事業債の交付税措置率を補助・直轄災害復旧事業債並みに拡充すること。
- (2) 人件費・資材価格の高騰等により、災害復旧事業の積算額と実態が乖離し、入札の不調等が頻発していることから、復旧・復興事業の円滑な施工を確保するため、実態に基づいた間接費の割り増しを早期に実施すること。
- (3) 災害復旧に際し、被災自治体が、工事の前払金の資金繰りや金利負担に苦慮することのないよう、補助金の前払いなど、補助金の早期交付に向けた対策を講じること。
- (4) 小中学校施設の災害復旧事業について、現在地での原形復旧が原則となるが、学校の統合・再編など、被災地の社会的情勢に応じた柔軟な災害復旧制度の運用を継続するとともに、被災自治体の財政負担のさらなる軽減を図ること。
- (5) 消防・防災関係施設や社会教育施設などの迅速な復旧のため、災害復旧事業における事務の簡素化と補助率の嵩上げを行うこと。
- (6) 住民の避難等により受診患者が激減している被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、十分な財政的支援を講じること。
- (7) 近年の気候変動により、想定を上回る降雨を伴う線状降水帯が頻発し、災害が激甚化していることを踏まえ、災害復旧に係る経費のほか、時間雨量50mmを超える大雨にも耐えられるような治水対策や土砂災害防止施設の整備等に対する財政措置を充実すること。
- (8) 被災した地方公営企業施設の早期復旧と経営安定等を図るため、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を

図ること。

- (9) 被災した下水道管の復旧に伴い実施される水道管の支障移転工事について、補償対象外となる水道管の経年減耗部分の費用負担が、水道事業経営を逼迫する要因となっていることから、激甚災害時には、支障移転費用の全額が措置されるよう財政支援を拡充すること。

8. 避難者の受入を行う自治体等への支援

- (1) 住み慣れた地域を離れて仮設住宅等に入居している被災者の健康状況の確認などの福祉的サポート体制を充実するため、居住自治体に対する人材派遣及び財政措置等を継続すること。
- (2) 広域的に避難者受入を行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、平時から人的支援体制及び財政支援制度の構築を図ること。

9. 商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

- (1) なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を強化し、負担を軽減するとともに、新店舗や仮店舗への一時移転費用、間接被害事業者への支援など、支援策の拡充を図るとともに、長期的な財政支援措置を講じること。
- (2) なりわい再建支援補助金について、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図ること。
- (3) 産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の上限額の引き上げや、支給対象期間の延長など、被災した企業の人材確保対策を支援するための措置を講じること。
- (4) 農林漁業施設や農地、漁港等の災害復旧事業の早期の事業完了に向けて、特段の財政措置及び人的支援を講じること。

10. 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援

- (1) 被災した宿泊施設の事業再開に向け、海岸護岸やインフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。
- (2) 被災地域にある観光施設の復興及び経営の安定化、地域の祭りやイベントの再開に向け、自治体等が行う取組を支援すること。
- (3) 北陸への観光旅行の需要を回復させるため、旅行支援施策等を継続的に実施すること。
- (4) 間違った情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

11. 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援

- (1) 震災及び豪雨により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図ること。
- (2) 存続の危機に直面している「輪島塗」と「輪島の海女漁の技術（伝統的漁撈文化）」の卓越性を広く発信し、ユネスコ無形文化遺産の登録を支援すること。また、「輪島塗」の後継者の確保や原材料及び商品の保管施設の整備を支援するとともに、輪島の海女漁の本格的な再開に向けた漁場清掃、漁場環境調査、海藻養殖事業等の取組に対し、新たな支援制度を確立すること。
- (3) 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等）のうち自然災害による破損等を原因とする用具等整備事業に係る補助対象経費のについて、令和7年度同様に上限を撤廃すること。

12. 今後の防災対策

- (1) 防災力の向上のため、緊急物資の備蓄倉庫を兼ね備えた防災拠点施設を整備するとともに、今後整備や更新が必要となる消防関係の施設・設備、避難所や備蓄倉庫、備蓄物資などを対象とした新たな補助金の創設や、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、国による弾力的かつ全面的な財政支援措置を講じること。
- (2) 応急給水について、応急給水車と同様に、応急給水のサポートカーに関係する費用、人件費についても補助対象となるよう財政支援を拡大すること。
- (3) 災害時の孤立状態を回避するため、能越自動車道など高規格幹線道路の整備を促進すること。

以上 決議する。

令和8年5月21日

第188回北信越市長会総会